会議録

北島町議会

令和5年第2回定例会は、6月13日に開会され、6月23日に閉会いた しました。

町長提出議案として「議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任 につき同意を求めることについて」など17議案、報告が3件、議員提出議案 1件、上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

報告第2号 令和4年度北島町繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、北島町障がい者計画等策 定業務ほか5事業の明許繰越について報告するものです。 報告

報告第3号 令和4年度北島町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、予算の繰越しについて報告するものです。 **報 告**

報告第4号 令和5年度北島町土地開発公社事業計画並びに令和4年度北島町土地開発公社決算について

北島町土地開発公社理事長から事業計画及び決算について報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を説明する書類を提出し、報告するものです。 報告

議案第31号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会の片山 照夫(かたやま てるお)氏が、令和5年6月30日付けで任期満了となることに伴い、本年7月1日より、新たに久次米 孝祥(くじめ たかよし)氏を選任いたしたく、地方税法第423条第

議案第32号から議案第41号の北島町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて

現委員が令和5年7月19日付けで任期満了となることに伴い、本年7月20日より、新たに委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。 **同意**

議案第42号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員の巻島 恵子(まきしま けいこ)氏が令和5年6月30日付けで任期満了となることに伴い、引き続き巻島 恵子(まきしま けいこ)氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。 **同意**

議案第43号 北島町財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部改正について

財政事情書の公表の時期を、北島町報の発行日の変更に対応するため、北島町財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正するものです。

原案可決

議案第44号 北島北公園総合体育館移動式バスケットゴール購入契約について

令和5年5月12日指名競争入札の結果、有限会社フジシマスポーツと契約金額905万3千円で契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び北島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。 原案可決

議案第45号 令和5年度北島町一般会計補正予算(第2号)について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,216万4千円を追加し、歳入 歳出の総額を90億663万1千円とするものです。 主な歳入については、価格高騰重点支援地方交付金事業費補助金5,066万 4千円を追加しております。

議案第46号 北島町道路線の認定について

開発道路(公共施設)設置基準に関する要綱に基づき設置された1路線について、公共施設として町道認定を受けようとするものです。 **原案可決**

議案第47号 北島中学校講堂防音機能復旧工事請負契約について

令和5年6月16日指名競争入札の結果、南海熱学工業株式会社と請負額9,328万円で契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び北島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。 原案可決

議案第48号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書

物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求めるため、地方自治法第99 条の規定により意見書を提出するものです。 **原案可決**

一般質問

町政全般にわたる一般質問は、夷谷大輔議員、佐々木紀子議員、中野真由美議員、宮本敬行議員、梶哲也議員、松田亮平議員、板東泰史議員、増谷禎通議員で大要は次のとおりです。

夷谷大輔議員

(質問1)児童館について

1)人口減少が進む現代、北島町では人口微増が続いております。小学校では3校合わせて1学年200人前後おられます。共働きの夫婦、ひとり親、核

家族と、時代が進むにつれ、児童館の需要が高まっております。

学童・児童館で働くには、放課後児童支援員という資格が必要になります。 それ以外の方は、補助員といいます。放課後児童支援員の資格を有するには、 都道府県が主催する研修を受ける必要があり、受講対象は、高校卒業以上で、 2年以上児童福祉事業に従事した人などです。学童で働く人の半分は年収15 0万未満といわれております。都心部は予算も多めで、事業者への委託も進み 始めました。しかし、地方部は未だにパート中心だったり、保護者運営だった りします。国の予算は、保育園2兆円、学童・児童館は1千億円と保育園に比 べて20分の1です。支援員不足の今、真っ当な対価を支援員に払うことが支 援員を増やすことに繋がると思われます。学童・児童館の利用料金の平均は月 4千円~6千円といわれております。北島町は年額2万4千円で月に換算する と、月2千円になります。町の財政から、町で働く支援員をサポートするか、 利用料金を少し上げ、支援員をサポートしてはどうかと思います。児童館の質 の向上にも繋がると思います。町としてのお考えをお聞かせお願いします。2 思います。

2) 現在、北島町の学童・児童館の利用者は、北児童館が126名(定員120名)、中央児童館が150名(定員120名)、南児童館が150名(定員120名)となっております。また、待機児童が11名おられますが、希望に沿わないため、他所への案内をされたが、希望する児童館へのキャンセル待ち状態になっております。定員を超過しておりますが、中には毎日利用されない児童もいるそうです。しかし、定員を超過しているという状況は重く受け止めるべきだと思います。保育園や幼稚園から小学校にあがり、環境が大きく変わります。1人の支援員が多くの児童を見ておりますと、目が届きにくくなり、きめ細かな様子を伺えなくなります。他市町村では、気持ちをうまく伝えられず、児童館の利用が苦痛になり、不登校になられた児童もおられます。定員に余裕を持つ必要があります。例えば、事業者に補助金、助成金を出し、新たな預かり場所を運営していただくなど、新たな場所を作るべきだと思います。町としてのお考えをお聞かせお願いします。

(答弁)森本社会福祉課長

1)支援員報酬に関しましては、委託事業先の社会福祉協議会と協議を行い、

現在の報酬が充分であるかを判断するとともに、職員雇用の財源につきましては、保護者の負担が過大にならない範囲の値上げ、もしくは一般財源を拡大し 支援員の報酬に充てる等、対応の必要性を関係部署と協議してまいります。

2)希望児童館に登録できなかった児童には、別児童館に登録できるよう、 手配をしているところですが、児童数も多く定員数に対する申込希望者数の超 過が、常態化している児童館もありますので、補助的に近隣公共施設を一定期 間使用できるよう検討・協議中であります。

また、新規参入事業者が存在するのであれば、どのような規模、事業展開を計画されるのか伺いたいと考えております。

(質問2)保育士への支援

1)保育士は、教育をしながら保育をするのはもちろん、命を預かるといった大変な仕事であります。その傍ら、給料が安いから保育園には就職しないといったこともあります。

保育士は国家資格を必要とする専門性の高い職種であります。その重要性が改めて見直され、保育士の給与の見直しが行われました。具体的には、平成25年度以降、一人当たり約14%(月額4万4千円)の給与改善が行われております。加えて、個人の技能や経験に応じて、月に最大4万円給与が上がっております。さらに、令和4年2月から収入を3%(月額9千円)引き上げる措置もとられました。こうした取り組みにより、保育士として働く方の待遇をより良くしていく流れになっております。しかし、まだまだ対価に見合った給料には、ほど遠いのが現実であります。

北島町は保育士への待遇が手厚いとなれば人材不足の時代に北島町で働いて くれることに繋がるかもしれません。ぜひ一度ご検討していただきたいと思い ます。町としてのお考えをお聞かせお願いします。

(答弁)朝野子育て支援課長

1)ご指摘のとおり国は保育士支援に関して徐々にではありますが、改善を継続しており、それに伴い町から保育施設に関する補助などが平成30年度の約5億8千万円から令和4年度は約8億6千万円となっております。今後も国において支援の拡大や保育士の増員などが計画されるなかで国の制度改正による市町村の義務的負担も増えていくことが想定されております。

国の動向を注視しながら、本町として可能な改善策を検討してまいりたいと思っております。

(質問3)保育所利用申し込み案内について

1) 北島町では認可保育園への4月入所、途中入所の案内をされていると思われます。案内の際に町から渡される資料があります。その資料の中には、各保育園の定員、対象児童、開所時間、休園日、給食、諸費用、保育方針、年間行事などが記載されております。文字だけの文面では、イメージすることは難しいと思います。その場合、保育園見学をすることができます。しかし、生後間もない子どもを育児しながらの保育所見学は、時間や都合をつけることは容易ではありません。保育所と保護者がやり取りし、日にちを決めなくてはいけません。さらに途中入所の場合ですと、急に役場から連絡が来て、何日までに決めてくださいと、見学をする時間もありません。もう少し詳しく分かりやすい資料にするか、見学にいく時間を用意するなどの対応が必要だと思われます。町としての考えをお聞かせお願いします。

(答弁) 朝野子育て支援課長

1)子育て支援課にて配布及び北島町ホームページへ掲載しております保育所等利用申込案内には、各保育施設の利用案内を掲載しております。

それに加え、各保育施設ではホームページを開設しており、詳しい案内を掲載しております。 1 日の園でのスケジュールやこどもたちの様子を公開している園もありますので、保育施設選びの参考にしていただけたらと思っております。

また、保育施設の見学は通年でお申込みが可能であります。保育施設の入所をお申込みされるまえに、お早めに施設見学やホームページ等により、希望施設の情報を確認されることをおすすめいたします。

途中入所の場合は、毎月の入退園の状況等により受入可能児童数に変動があるため、保護者の皆さまには短いスケジュールでの入園準備をお願いしており、 ご負担をおかけしております。

保育所等利用申込案内も今後さらに充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(質問4)多子世帯への支援

1)国の方では以前から、「異次元の少子化対策」を掲げており、先日6月1日「こども未来戦略方針」案が公開されました。児童手当、育休・時短勤務、出産費用、保育所利用要件の緩和など子育てしやすい環境を作る流れになってきております。先日、発表されました2022年の日本の出生数は80万人を下回り、合計特殊出生率は17年ぶりに1.2台に落ち込むと報じられました。最近では、2人目の壁と言われております。本当は、2人目、3人目と欲しいけど、子育てに対する負担感の増大、経済的不安の増大と様々な理由があり、諦めている方もおられます。

今回、児童手当について質問させていただきます。現在の対象は 0 歳~中学生となっております。それを今後は高校生 (18歳)まで拡充される予定です。現在は 3 歳未満には月額 1 万 5 千円。 3 歳以上は月額 1 万円となっております。国の方では、第 3 子には、倍の 3 万円を給付する草案が作られております。そこで、北島町独自の支援で多子世帯に、第 1 子、第 2 子にも増額するべきだと思います。それが、少子化対策に繋がるとは言い切れませんが、物価高騰など子育てにかかるお金は年々増加しております。目玉になる町独自の子育て支援をしてほしいとの思いで提案させていただきます。町としてのお考えをお聞かせお願いします。

(答弁) 朝野子育て支援課長

1) 現在国では、児童手当制度について、多子世帯(第3子以降)への増額や、対象年齢の拡大、また所得制限の撤廃など様々な議論をされているとの報道がございます。

児童手当は、国費・県費・町費で負担する制度となっており、検討されている内容どおり増額しますとかなり町負担も増えてまいります。議員からご質問いただきました町独自で多子世帯の第1子、第2子にも増額支援をという事でございますが、本町において、令和5年4月1日時点で18歳までの児童がいる世帯が2,457世帯、うち3人以上の児童がいる世帯が313世帯あり、さらに町独自で加算をするとなると、財政への影響が大きいこと、また公務員の世帯は勤務先から児童手当が支払われていることもあり、実施は難しいところでございます。

しかしながら、子育て世帯には一層の負担軽減策が求められるところでもあ

りますので、国の児童手当拡充を中心とした経済的支援の動向を注視しつつ、 適切に給付事務を進めてまいりたいと思っております。

(質問5)電気料金値上げについて

1)大手電力会社は、6月の使用分から電気料金値上げを国に申請し、国は値上げを了承しました。それに伴い、北島町が該当する電力会社では平均28.74%値上げされます。また、地球温暖化、異常気象により、今年も猛暑が予測されます。そんな中、電気料金の値上げは家庭、事業所、飲食店など直撃するおそれがあります。物価高騰している中、賃金はなかなか上がりません。快適な生活を送っていただくために、町がサポートする必要があると考えられます。国、県の動向を注視する必要はありますが、住民サービスの向上のため、ぜひ考えていただきたい思いで質問させていただきます。町としてのお考えをお聞かせお願いします。

(答弁) 中西まちみらい課長

1) 令和5年度におきましても新型コロナウイルス感染症の影響による電力・ガス・食料品等の物価高騰対策に活用できる地方創生臨時交付金について国より通知があり、6,343万円を限度額として町に交付される見込みとなっております。現在、対策事業実施に向け関係各課と協議をしている状況であります。各業界団体や医療機関等からも様々な支援要望書が提出されておりますので、物価高騰の影響の大きい事業者や生活者を支援できるよう、実施計画の作成に留意し、サポートしてまいりたいと考えております。

佐々木紀子議員

(質問1)無園児への支援について

今年度から、国の方では「こども家庭庁」が設置され、小学校入学前に保育園・幼稚園に通っていない「無園児」とその保護者への支援を重要政策の一つと位置づけ、家庭訪問や困りごとの把握といった本格的な施策作りに乗り出した。内閣府は、国で行った調査で、国内の3歳児で3.5%、4歳児で0.2%、5歳児で1.9%が未就園児であることを令和元年2月に公表した。こうした背景の中、児童虐待防止の観点から、本町における無園児とその養育者への支援について次の3点に渡りお伺いしたい。

- 1) 本町において、0歳児から2歳児までと3歳児から5歳児までの未就園児は何人ぐらいいるのか。
- 2) 従来からの「こんにちは赤ちゃん訪問事業」や、昨今スタートした「妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援」で子育て世帯との接点を持つ機会が増えている。こうした活動を通して、特に3歳児健診で気になるご家庭があった場合にはどのような対応をしているのか。またここ数年の3歳児健診の受診率はどのくらいか。
- 3)子育て相談支援施設「コティ」での育児相談事業において見えてくる課題は、どのようなものがあるのか。

(答弁)朝野子育て支援課長

- 1) 本町における未就園児の人数でございますが、令和4年度に調べた子育て支援課で把握できる限りの人数は、0歳から2歳児が約230人、3歳から5歳児が約50人とみております。
- 3歳児までは就園、未就園にかかわらず健診等でお会いする機会がありますので、現在、4歳・5歳児の未就園児の把握をするために、教育委員会にも協力いただき、保育園や幼稚園の就園状況等を確認しているところでございます。
- 2) 3歳児健診で気になるご家庭も含め、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援を行っているところであります。電話や訪問、面接を通じて必要な支援につなげたり、相談対応を実施しております。

また、ここ数年の3歳児健診の受診率につきましては、令和4年度は98. 6%、令和3年度は95.3%、令和2年度は96.3%となっております。

3)子育て支援施設コティでの相談対応で主なものは、こどもの発育や発達になります。そこから見えてくる課題といたしましては、子育ての仕方やこどもへの対応に困難さを抱えている保護者が多いと思われます。様々な情報が簡単に取得できるなかで、自分のこどもに合う情報を選択し判断することに迷いが多いように感じております。

(質問2)プレコンセプションケアの啓発・推進について

1) コンセプションケアとは妊娠・受胎という意味で、プレコンセプション

ケアは妊娠前の健康管理という意味になる。WHOは2012年に「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義しており、広い意味では、若い世代のためのヘルスケアであり、現在の身体の状態を把握し、将来の妊娠や体の変化に備えて自分たちの健康に向き合うことを指している。

現在のところ、小中学校の保健体育の教科書には、具体的にプレコンセプションケアの観点から特化した説明が記載されている訳ではない。また、教科書を読むだけでは意図するものは伝わらないと感じる。今後、本町において学童期を含む若い世代へのプレコンセプションケアの啓発・推進を図るべきであると考えるが、町のご見解をお伺いしたい。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

1) 児童生徒が、妊娠前の健康管理を含む健康に関する知識や態度を身につけることは、生涯に渡り健康的な生活を営むうえで重要であると考えております。

学校においては、児童生徒の発達段階を考慮しながら、小学校では、「体の発育・発達について理解すること」、中学校では、「心身機能の発達と心の健康について理解を深めること」等が学習指導要領に定められており、健康に関する指導を行っております。

この中には、喫煙、飲酒、薬物乱用による影響や性感染症の予防など、プレコンセプションケアに関連する内容が含まれております。

今後も児童生徒が必要な知識を身につけ、明るく豊かな生活を営めるよう健康教育を推進してまいります。

(質問3)公立中学校における部活動の地域移行について

スポーツ庁と文化庁は、昨年末、部活動の地域移行に向けた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、その内容を公表した。教員の働き方改革の一貫として、部活動の担い手を教員から地域人材へ移行するよう提言し、2023年度から2025年度末までを改革集中期間と位置づけ、まずは、休日の部活動から段階的に地域の民間スポーツ団体や民間事業者に移行するよう求めている。

教育現場においては、教職員への負担が大きいばかりでなく、経験のない競

技の指導には限界があるのではないかと感じる。この政府からの発令は、部活動の在り方を大きく転換するものであり、丁寧に進める必要がある。北島町における持続可能な部活動と教員の働き方改革の観点から、次の2点に渡りお伺いしたい。

- 1) 現在、北島中学校の部活動の現状はどうなっているのか。
- 2) 全生徒数が県下で2番目に多い中学校という現状も踏まえ、地域の実情に合わせた部活動の地域移行に取り組んでいかなければならないと考えるが、 どのように推進していくのか、ご見解をお伺いしたい。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

1) 現在、北島中学校では、運動部13、文化部5の部活動が行われております。全国的には、少子化による部員の減少などで部の存続が厳しい状況もあるとされるなか、どの部も活発に活動しております。

指導につきましては、顧問である教職員のほか、一部の競技におきましては、 部活動指導員や外部講師を招き、指導にあたっていただいております。

2) 部活動の地域移行につきましては、議員ご発言のとおり、これまで学校の教育活動として取り組まれてきた活動を大きく変えるものであり、丁寧に対応する必要があると考えております。

今後、関係機関と協議の場を持ち、国の示したガイドラインを参考に、地域 人材の確保や費用負担のあり方など多くの課題について整理検討してまいりま す。適切で効果的な地域移行とはどのような手法がベターか協議を重ね、生徒 や保護者の意見も踏まえたうえで、実施可能な競技から段階的に導入できれば と考えております。

(質問4)北島町の将来人口目標と空き家対策について

本町は、県下で最も行政区域が狭く、人口密度が高い自治体である。令和2年の国勢調査では、22,745人となっており、現在においても人口が増加し続け、今年度5月1日時点で23,529人と発表されている。しかし、国立社会保障人口問題研究所による将来人口推計では、令和12年をピークに人口減少に転じると予測されており、これは一定の若い世代の転入者がある本町においても、高齢化率が進展していくためである。

これに伴って発生するのが、空き家問題である。2015年5月に空き家対

策特別措置法が施行され、倒壊の恐れがある空き家を自治体が「特定空き家」 に指定し立ち入り調査や除却命令、さらには除却の代執行まで可能とした。こ のような背景を踏まえ次の3点に渡りお伺いしたい。

- 1)「団塊世代」が2025年4月1日までに75歳以上の中後期高齢者となることや、その団塊の世代を親に持つ団塊世代ジュニアが50歳前後にさしかかる2025年ごろは、様々なリスクが見えてくることを示す「2025年問題」がある。北島町第5次振興後期基本計画では令和7年の人口目標を23,000人と策定していたことから、現時点において目標達成しているが、人口が増加しているこの時に、また狭隘な行政区域という特色から、伸びしろが決まっているため、今後迎える人口減少・超高齢化社会に対してどのように模索し、町づくりに取り組んでいくのか、ご見解をお伺いしたい。
- 2) 本町では、平成28年度に「空き家等実態調査」を実施し、347件の空き家があったと判明した。また、特定空き家として指定した空き家はゼロ件との報告であった。その後の空き家実態調査数や、特定空き家と認めた件数はあるのか。
- 3) 本町では、国の基本方針に基づき北島町空き家等対策計画を平成31年 1月に策定し、計画・推進にあたってきた。この基本方針に基づいた計画期間 が、一旦今年度で終了することから、今後も改善へ向け、具体的な強化策を図 っていくべきではないかと考えるが推進計画はどうか。

(答弁) 藤髙総務課長

1)議員ご承知のとおり、団塊の世代が75歳以上になることで起こる20 25年問題では、高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少、社会保障費の増大な ど様々な課題があげられておりますが、これは過渡期に過ぎず、状況はますま す厳しくなることと予想されております。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本町の人口は2030年にピークを迎えた後、緩やかに減少に転じるとされており、一方、高齢化率は2035年頃から急増すると予想されております。

社会増が続いている本町では、出生率を上げることが人口減少対策としては 効果的であると考えられるため、子育て施策の充実を推進し、出生率の上昇に 加えファミリー層の転入を促進し、23,000人の人口をできる限り長期間 継続できることを目標としております。

北島町総合戦略に掲げている、雇用の創出や、移住・転入の促進、安心して暮らせるまちづくりなど、様々な施策の実施に努め、魅力とにぎわいのあるまちを次世代に引き継いでいくため推進してまいります。

(答弁)中西まちみらい課長

- 2)本町におきましては、令和4年度に2回目の空き家実態調査を実施し、446件の空き家で不良度判定を行いました。そのうち、「倒壊の危険性があり解体などの緊急度が極めて高い」とされるEランクに該当する家屋はゼロ件で、現時点で特定空き家に指定した家屋もありませんでした。
- 3) 質問にありましたとおり、平成30年度に策定した北島町空き家等対策計画は令和5年度までの5カ年計画であるため、今年度での改定を予定しております。改定にあたりましては、今年度空き家と認定した家屋の所有者を対象に利用意向調査を実施する予定にしておりますので、その結果や昨年度実施した実態調査並びに今年の3月に改定された国の指針やガイドラインを反映させ、新たな空き家対策計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

(質問5)運転免許証を自主返納しやすい環境整備について

高齢者ドライバーが関係する交通事故の報道が、連日のように取り上げられ、大きな社会問題となっている。運動・認知機能の低下に伴う誤操作によるもののほか、道路交通法で定められた道路の逆走などによる事故事例が発生しており、自主返納しやすい環境整備と交通安全対策が喫緊の課題となっている。加えて、住民の方々より「自主返納した人への支援を充実させてもらえないか」とのお声をいただいた。このような状況をふまえ、次の3点に渡りお伺いしたい。

- 1) 本町において、65歳以上の高齢者運転が原因と考えられる交通事故件数の推移を分かる範囲でお尋ねしたい。
- 2) コロナ禍においては、高齢者の方々へタクシーチケットを配布するなどの支援事業を行って来たが、今後、超高齢化を迎える本町において、返納していただくきっかけ作りとして自主返納支援事業を行い、毎年予算計上してはどうかと思うが、ご見解をお伺いしたい。
 - 3) 前述の自主返納支援事業として、近隣の市では交通代替手段の確保と、

路線バスの利用促進を図るため、路線バスの運賃割引を実施している。住民の 方々より何かしてほしいとの声を受け止め、先進事例を参考にしながら、具体 的な内容を検討してはどうか。

(答弁) 大西危機情報管理課長

1) 本町で発生した65才以上の高齢者による交通事故の件数は

高齢ドライバーの交通事故件数

	北島町		徳島県	
年	人身事故	物件事故	人身事故	物件事故
2021	10	197	783	7302
2022	12	208	801	7591
2023	5	97	291	3202

※運転手の年齢は65歳以上、車両は原付以上

※2023年の件数は5月末日時点 ※徳島板野警察署調べ と、なっております。

(答弁) 藤髙総務課長

2)、3)併せて、答弁させていただきます。運転免許証を自主返納することにより、高齢者の交通手段として公共交通等の重要性は高くなるものと思われます。現在、徳島県ホームページでは、「とくしま運転免許自主返納者優遇店ガイドブック」が掲載されており、県内のバスやタクシー事業者の割引制度も含め、様々なサービスが利用できるようになっております。一方で、本町におきましてはぐるぐる福祉バス・福祉バスが無料で利用可能であり、同様の施策を実施している松茂町においても、運転免許自主返納者に対する「公共交通機関等優遇制度」は実施されておりません。このようなことから、財政的な負担の面から現状のサービスに加えて運転免許返納者等に対する「公共交通機関等優遇制度」を導入することにつきましては、本町の地域の特性により適応した施策等、慎重に検討すべきであると考えております。

引き続き、公共交通機関である徳島バス、JRの利用促進や、地域のタクシー事業者に対する支援等を含め、住民サービスの向上と財政規律の双方に留意しながら総合的に検討してまいります。

(質問6) 西高房の防波堤とひようたん夏まつりを成功させるための安全面に

ついて

- 1) 西高房の防波堤がこのほど完成した。三ツ合公園周辺住民の方々から、「水害時の際、現状の高さで大丈夫なのか。」と言ったお声を頂いた。どのような過程・国交省からの説明で、新設の高さになったのかお尋ねしたい。
- 2) 今年度もひょうたん夏まつりの予定を目前に控えている。防波堤の新設に伴い、三ツ合公園も綺麗に整備され喜ばしいと思う一方で、屋台や花火を打ち上げるメイン会場となっていることから、今年度はどのような計画なのか。また、堤防が完成した分、従来、屋台を開いていた面積が狭くなっている。安全面を含めた具体的な計画内容ははどうか。

(答弁) 片岡建設課長

1) 西高房や新喜来の堤防ですが、国土交通省で平成21年8月に策定された『吉野川水系河川整備計画』に基づき整備が進められており、戦後最大流量を記録した昭和50年8月台風6号と同規模の洪水に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした高さとなっております。

また、本町も内水氾濫対策を進めながら、国や県と連携し災害対応を行ってまいります。

(答弁) 中西まちみらい課長

2) 本年度の夏まつりにつきましては、5月11日に第1回実行委員会を開催し、開催日時(令和5年8月5日15時~20時半)と開催場所(三ツ合公園)等の概要については決定いたしました。

議員ご指摘のとおり堤防が新設されたことにより、会場が分断されたため、 従来の堤防の上に配置しておりました露店の場所を、堤防北河川側に配置する という案を現在検討しております。新堤防につきましては天端幅員が狭く法面 の傾斜角度もきついため、来場者の安全確保が最重要であると考えております ので、現時点ではロープを張って進入禁止区域を設けるなどの安全対策を計画 しております。

詳細につきましては、今後も実行委員会のなかで国土交通省をはじめ関係機 関と協議しながら進めてまいります。

中野真由美議員

(質問1)幼稚園について

1)北島町立幼稚園の4・5歳児の完全2年保育が今年から始まりましたが、利用率の低さが徳島新聞の報道にも出ていました。幼稚園での預かり保育が、低迷の一因との声も上がっています。子ども・子育て支援法施行規則第1条第1項第1号ニには、小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないことが明確にあげられています。

以前からこの問題については、改善を求めてまいりました。今ではテレビに 向かう時間は減っており、15年前に比べると改善されているようですが、な るべくテレビを見ない保育を考えていただきたく質問をさせていただきます。 来年度の利用率向上を目指して、どのようにお考えかお伺いいたします。

(答弁) 粟田教育委員会課長

1) 平日、預かり保育時間には、15時のおやつ後30分程度と、外遊び後の17時半以降、利用園児が減少した時間にテレビを視聴しております。職員については常時2名を配置しており、特別な支援が必要な園児には必要に応じて支援員を配置し、外遊びや絵本の読み聞かせ等、職員の関わりのなかで保育を行っております。なお、幼稚園教育要領では、教育時間の終了後等に行う教育活動について、心身の負担が少なく無理のない1日の流れをつくり出すことが重要であるとされております。

今後も、テレビをクールダウンの時間としてうまく取り入れるとともに、幼稚園教育につきまして更に充実を図ってまいりたいと考えております。

(質問2)老人憩の家について

- 1) 北島町には24か所の老人憩の家があり、老人憩の家とは、老人の心身の健康と福祉の増進を図るため老人の教養の向上及びレクリエーションのための供与施設と位置づけされています。現在の憩の家の利用率(高いものと低いものと平均)と使用用途(高いものから5つほど)をお伺いいたします。
- 2) 以前、給湯器が付いていたのに新設や改築に伴い、給湯設備がなくなってしまっている憩の家があると聞いています。今後、給湯器の設置予定があるのか、お伺いいたします。

3) 老人憩の家は、避難所認定されていない箇所がほとんどですが、避難用 品や避難食品等は憩の家に置かれていないのか、お伺いいたします。

(答弁) 森本社会福祉課長

- 1)老人憩の家の利用率につきましては、使用頻度の高い施設で月平均24. 3回、全施設の月平均は6.0回であり、主な使用目的としましては百歳体操等の健康づくり、カラオケ等の会合、子ども食堂等となっております。
- 2) 給湯器につきましては、安全性と使用料金等の経済性の両面を考慮し、電気ポット・IH調理器等を推奨しておりましたが、使用目的や頻度等、必要性に応じて希望を伺い協議の後、検討してまいります。

(答弁)大西危機情報管理課長

3) 老人憩の家のなかで指定避難所となっておりますのは、北島南老人憩の家のみとなります。なお、こちらに備えられている押入等の収納庫数には限りがあり、町の備蓄物資は置いておりません。

(質問3)児童館について

1) 北島町では、1年生から4年生までの留守家庭児童を児童館で預かっています。金額も年間24,000円に、保護者費3,000円、共済保険代1,200円、その他諸費320円、合計月割りすると全部で約2,400円と全国的な3,000円から7,000円に比べると比較的安い金額で運営しております。

土曜日や長期休暇中の休みなどにも対応しており、充実しているようにも思えますが、昨今では多様な働き方をされているご家庭も増えており、日曜日の預かりを検討する時期ではないかと考えます。保護者の方に、今の児童館に対するニーズをアンケートなどで直接お伺いし、日曜日や19時までの開所を検討してはどうか、ご提案いたします。

(答弁) 森本社会福祉課長

1)休日の児童預かりにつきましては、中央児童館1館のみ、土曜特別保育を行い令和5年4月、5月の利用実績は20名から40名程度となっております。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるよう児童館運営についても整備をすべきであるとは考えておりますが、日曜開設等のため休日出勤に充てる職員を新たに雇用する必要があり、慎重な検討が必要であ

ります。まずはアンケート等を実施し、町内ニーズの状況を確認することとい たします。

(質問4)不適切保育について

- 1) 令和5年5月にこども家庭庁が保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを策定しました。これは昨年4月から12月までの保育施設による不適切保育・虐待アンケートで、たった9か月で1,316件もの不適切保育が発見された経緯があります。徳島県でも約10件の不適切保育があったと認識しております。また、不適切保育や虐待の定義が曖昧なことから、この数字以上の不適切保育があったと考えられています。園児・保育士双方を守る手段として、各園に補助金を出し、防犯カメラの設置を提案するとともに、通報時・発見時の対処方法や、不適切保育等が起こらないように、どのように取り組んで行くのか、お伺いいたします。
- 2) 不適切保育や虐待に絡めて、保護者の方々は保育所に入る前に、どのような環境下で、子どもたちがどのように遊んでいるのかを保育の現場を見ずに書類だけで選定しているようです。現場を見ずに選ぶのは不安でもあり、納得のいく保育所選びではないように思います。保育所側には負担となりますが、ご希望される保護者が希望保育所を選定時に見学ができるようご提案いたします。

(答弁)朝野子育て支援課長

1)大きな問題となった通園バスの置き去り事件に関しましては安全装置の設置が義務化され、国の補助金も活用できるということで設置が促されました。不適切保育も大きな問題となっており、園児・保育士双方を守る手段として監視カメラ設置は有効であると考えております。しかしながら、最近設置された園によりますと、死角がないよう設置するためには非常に高価な物であったとの情報もあり、町単独補助で対応するには町負担が大きすぎるため、今後の国や県の動向を見ながら対応したいと考えております。

不適切保育対応に関する取り組みといたしましては、不適切保育についての相談窓口等の周知を保育施設から保護者へ行っていただきました。また、令和5年5月に策定された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」も各保育施設に送付したところでございます。ガイドラ

インに従い、進めて行きたいと考えております。

日頃から、保育施設と町及び県が密にコミュニケーションを取りつつ、より よい保育ができるように取り組んでまいります。

2) 町内の保育施設では、全園で見学の受け入れを行っております。入所予 定時期にかかわらず、通年でお申込みが可能であります。

新型コロナウイルス感染防止対策のため中止している時期もありましたが、 現在は全保育施設で見学を再開しております。

お電話にて、直接各保育施設へお問い合わせいただきますと、保護者の方の ご都合をお伺いし、見学の日程調整を行っております。

宮本敬行議員

(質問1)統一地方選、市町村議選の投票率について

総務省のまとめによりますと、今年4月23日に投票が行われた統一地方選挙の後半戦のうち、全国250の町村議会議員選挙の平均投票率は55.49%で過去最低だったなかで、北島町議会議員選挙の投票率は41.28%と全国平均を大きく下回り、前回同様、低下傾向にあることには変わりがありません。我々議員としても責任を重く受け止めなければなりませんが、選挙事務を所管する立場として、今後の投票率向上に向けてのご見解をお聞き致します。

- 1)選挙広報の取り扱いについて
- 2) 投票所増設(大型商業施設等) について

(答弁) 藤田住民課長

- 1)選挙広報につきましては、今後の投票率向上を目指し、現在実施している町報やホームページにおいての選挙広報のあり方を見直し、町民の方々に的確に周知し、よりわかりやすい身近な選挙の広報となるよう努めてまいります。また、これからの本町のまちづくりに繋がるべく、将来の投票への関心をもってもらえるよう若者層に向けた啓発活動を選挙管理委員会や関係機関とともに進めてまいります。
- 2) 投票所増設につきましては、投票率向上の一つの施策として、人が集まりやすい大型商業施設等への投票所の設置等地域事情にあった取り組みをされている他の自治体があります。このような取り組みを本町に取り入れることが可能かどうか、また実現化するための課題等を調査・研究し、本町に適した投

票しやすい体制づくりを検討してまいります。

(質問2)一般廃棄物中間処理施設の建設計画について

3月議会でも報告されたように、平成28年度から約7年間にわたり6市町による一般廃棄物中間処理施設の広域整備について協議を続けてきましたが、 徳島市との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託については令和5年3 月末をもって廃止されました。

今後は、既存施設が安全安心で持続可能な稼働ができるように取り組む中で、 新たな施設整備について早急に検討しなくてはならない問題だと考えます。ご 見解をお聞き致します。

1) 徳島市、小松島市とも単独整備に向け進めています。北島町においても「ごみ処理施設整備検討委員会」の設置について

(答弁)藤田清掃センター所長

1) 一般廃棄物の広域処理に係る事務委託が廃止後、徳島市、小松島市が単独整備に向けて進めていることが新聞等で報道されております。

本町といたしましては、議員ご指摘のとおり、老朽化が進んでいる現存施設の 延命措置を行いながら、できる限り長く稼働していき、早急に本町にとってよ りよいごみ処理方法について調査・研究してまいりたいと考えております。

議員ご提案の「ごみ処理施設整備検討委員会」の設置につきましても検討してまいりたいと考えております。

(質問3)雨水流出抑制対策について

町内において、宅地開発が進み住宅件数も大幅に伸びまた、企業誘致による企業立地も拡充されています。開発行為又は建築行為等に伴う土地利用変更があれば雨水の流出形態が変化する可能性が高く、遊水機能や貯留機能を失った土地からは、直ちに流出先である地先の水路、河川などへ流出することになり、過度な負担によって浸水被害を発生させるおそれがあります。適切な雨水流出抑制対策を検討する必要がありますが、ご見解をお聞き致します。

- 1) ここ10年間で農地転用された開発面積について
- 2) 雨水の貯留および浸透施設設置について

(答弁) 中西まちみらい課長

1) 平成25年から令和4年までの10年間に本町で農地転用を許可した面積は、407件、52万2800㎡になります。フジグラン北島の敷地がほぼ4万㎡ですので13個分の面積になります。

(答弁)片岡建設課長

2) 本町では、近年の宅地分譲や企業誘致等による農地の減少で雨水の貯留地が減少傾向にあり、今月はじめの台風2号接近による大雨時には、本町でも1時間あたり30ミリを超える雨が降り、一部の排水路では溢れそうになるといった状況も見受けられました。

内水氾濫を防止するためには、既存の排水機場や排水路の能力向上に加えて、 ご指摘いただきました雨水流出抑制対策として雨水の貯留・浸透施設の設置は 必要不可欠であると考えております。

設置にあたっては、種類や場所および費用、また条例整備なども必要になってくる場合もあると思われますので、先進事例等を十分に検討し、今後の雨水対策に取り組んでまいります。

(質問4)子育て支援ついて

地域住民から町に求められる政策のうち、非常に重要なものとして「子育て支援」が挙げられます。子育てをしやすい環境を整え、家庭が出産・育児に抱いている不安を解消するための政策が「子育て支援」であり、少子高齢化対策のひとつとして「子育て支援」が北島町の将来についてキーポイントになるのではないかと考えます。

- 1) 待機児童の現況について
- 2) 0歳から2歳までの保育料の軽減について

(答弁)朝野子育て支援課長

- 1) 令和5年4月1日時点での待機児童数は0名でした。北島町立保育所保育士の新規採用により、令和5年度より1歳児クラスを1クラスから2クラスへ拡充するなど、待機児童解消に向けて取り組んでいるところでございます。
- 2)国の保育料軽減制度では、生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無償、また同一世帯から2人以上の就学前児童が認可保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用している場合、年齢が高い順に2人目を半額、3人目以降は無償となっております。

これに加えて、町独自の保育料軽減制度として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯において、第3子以降にあたる児童は無償としております。

0~2歳児の保育料を無償化した場合、年間約6千2百万円の歳入が減ることとなり、現在の本町の財政状況では保育料完全無償化の実施は難しいところでございますので、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

梶 哲也議員

(質問 1) 公園について

- 1)本町には、都市公園が23か所、緑地公園が47か所あります。管理が行き届いている公園が少ないと感じます。公園管理コストが、他の自治体と比べ適正なのか、調査が必要な時期ではないでしょうか。本町はどのようなプランを持ち、これからの公園のあり方、公園管理を目指しているのか、お伺いいたします。
- 2) 数多く公園がありますが、都市計画などで町独自の施策で公園の統廃合などはできないか、お伺いいたします。
- 3)都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発区域の面積が0.3 ヘクタール以上5へクタール未満の開発行為にあっては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。とあり、このことからこの規模の開発では公園を設けなくてもいいと解釈でき、未来を見据えた開発が可能だと考えます。ご見解をお聞かせください。

(答弁) 片岡建設課長

1) 町内の公園につきましては『北島町都市計画マスタープラン』内にある《地域住民に気軽に利用していただける公園整備》《効果の高い場所より整備・維持管理を進めていく》ことを基本としており、ほとんどの公園は町で整備および維持管理を行っておりますが、周辺住民とのパートナーシップによる維持管理として、自治会に管理を委託したり、アドプト制度を活用し維持管理を行っている公園もございます。

しかし、必要とする地域に公園が無い、また逆にせっかく公園が有るのに維持管理が行き届いていないと言った声をよくお聞きしますので、ご指摘いただいたように管理方法やコスト等を他の自治体と比較・検討してまいります。

2) ご質問にもございますように、当町には70箇所の公園が有り、自治体が設置した都市公園や開発に伴い寄付を受けた緑地公園などがございますが、

本町では現在までに公園の統廃合を行った前例もございませんので、公園の統 廃合の可能性について調査研究してまいります。

3) ご質問にもございます『都市計画法施行令第25条第1項第6号』のただし書について、本県においての事例はないようですが、公園の絶対数が減ることにより効率的な維持管理を行うことができるようになると考えられますので、開発時における公園設置についての先進事例等を調査研究するとともに、1人あたりの公園面積について県平均や全国平均に達していない現況も踏まえながら、利用者に末永く親しまれる公園づくりを進めてまいります。

(質問2)地域おこし協力隊について

1) 令和3年第2回定例会の一般質問でも質問しました、地域おこし協力隊の導入ついてですが、進捗状況として、先進地2か所を訪問されたと報告を受けています。検討はされていると思いますが、町独自の農業・地域資源を活用した事業の企画・広報、情報発信など、しっかりと向き合っていかなければいけないことが数多くあると思います。

先日も徳島市が募集し、徳島県では21例目であると聞きました。他自治体 も積極的に活用している制度なので、是非、本町でも検討してください。見解 をお伺いいたします。

(答弁) 中西まちみらい課長

1)地域おこし協力隊の任用にあたりまして、今年度から「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」が総務省より実施予定となっております。これは、受入れ団体側の希望する人材のイメージに合わせ、協力隊員の募集に関して課題整理や助言等の支援を行う人材を派遣する事業となっております。他市町村では、地域おこし協力隊として第一次、二次産業に関わる人材やイベント等の情報発信のノウハウを持つ人材等の募集実績があります。本町におきましても、まずは必要な人材について協議し地域の受け入れ体制の整備等を行ったうえで、アドバイザーの派遣や地域おこし協力隊の募集を検討してまいりたいと考えております。

(質問3) 西高房地区における内水対策について

1) 以前から何度も取り上げている内水対策ですが、常設的な対策が未だにとられていません。用地買収の問題など多額の費用がかかり、高いハードルが

あるのは理解しています。しかし、先日の台風 2 号における線状降水帯の被害が、各地で報告されています。やはり早急に対応が迫られている状況です。 そこで広域の水道事業により、一部の解体が決まっている現水道施設の一部にポンプを常設し運用してはいかがですか。電源に心配もなく、冠水する場所からも近く、費用も抑えられると考えます。見解をお聞かせください。

(答弁) 片岡建設課長

1) 現在、西高房第2樋門にはポンプ設備が無いため、内水については自然 排水するのみしか方法がなく、河川の急激な水位上昇によっては、自然排水が 困難となるため、過去の台風時には消防団の協力のもと、消防車を用いて河川 に排水したこともございます。

以前には、この第2樋門にポンプ設備を整備する計画もございましたが、用 地取得が困難であったため設置できないままの状況となっております。

ご質問いただきましたように、浄水場の一部を利用しポンプ設備を設けることは、これまでの大きな課題であった用地取得の必要がなくなることで、費用面および時間面において大きなメリットがあると考えられますので、関係機関と協議を進めてまいります。

(質問4)図書館のあり方について

- 1) 今回の議員選挙により、数多くの町民の声をお聞きしました。令和3年第3回定例会でも質問させていただきましたが、図書館・創世ホールのことも数多くいだだきました。自習などができるスペースが設置できないか。文化財の展示スペース・2階ギャラリーやハイビジョンシアター室などが上手く活用できてないのではないか。と声をいただいています。少しずつ計画的に変えていけるように検討していくと、前回は答弁をいただいています。私は建築士の資格をもっていますが、リノベーションに多額の費用を要さなくても、工事ができるように感じます。現在、どのようにお考えかお伺いいたします。
- 2)図書館のあり方など、未来に向かっての検討委員会を立ち上げてはいか がですか。見解をお伺いいたします。

(答弁) 亀井図書館・創世ホール館長

1) 図書館・創世ホールは、建設から29年が経過し、令和2年より大規模改修等を行ってまいりました。今後は、図書館やホールにおける設備や機器等

の修繕も順次考えていかなければなりません。

そのようななか、有料貸出しのホールやギャラリー、またその他のハイビジョンシアター等を、町民の皆さまの利便性や安全性も考慮したうえで、文化発信施設として、またコミュニティーの場や議員ご提案の自習スペースとして、有効利用につなげていけたらと思っております。

2) 現在、北島町図書館等協議会を設置しており、図書館でボランティアを していただいている方や学校関係者、建築士の方々など10名の方に委員をお 願いしております。年1回の協議会開催のほか、個別事案に意見を伺ったり、 行事等にご協力をいただいております。

この会のなかで、図書館のあり方などのご意見もいただてまいりたいと思っております。

松田亮平議員

(質問1)選挙における広報活動について

1)本年、4年に1度の統一地方選挙が実施され、知事選・県議会選・町議会選とそれぞれの選挙が、ここ北島町においても行われました。北島町としても、選挙における広報活動は町報や掲示板、垂れ幕や広報車といった様々な形で取り組まれていることは承知しております。しかし、実際にはこれらの広報活動だけでは、まだまだ有権者にはしっかりと伝わっていないのが現実です。例えば、期日前投票の実施場所や時間、投票用紙が届いていない場合や、紛失した際、どのようにすれば投票が可能なのか等々のQ&Aなどにおいても、住民の皆さんがパッと見て分かるよう記載し、周知を強化していただきたい。

現状では、役場に来ないとそのような内容がわからないことが多いため、できれば民間施設も含めた町内の様々な場所でポスターや案内文、看板等を増やしていただきたいと考えますが見解をお伺いします。

(答弁) 藤田住民課長

1)選挙に関する広報活動は、主に町報やホームページにより広報をしております。また、個別には、世帯主宛に郵送される投票所入場券に、当日及び期日前投票の日時・場所をできる限り表面に記載し、選挙のご案内をさせていただいております。

しかし、議員のご提案にあるように、町民の方々に選挙に関して、疑問なくより的確に知っていただくためには、これまでの広報活動の見直しをしていく必要があるとも考えております。

まずは、選挙広報の表示方法を検討していくとともに、それを目にしていただく機会が増えるように、町民の方々の利用が多い図書館や保健相談センター等の公共施設に案内等の掲示をし、町民の方々にわかりやすい選挙の広報活動ができるよう努めてまいります。

(質問2)子どもたちの学習スペースについて

1) 現在、町が管理している施設において、子どもや学生が自由に学習できるスペースが、ほぼありません。

特に、町立図書館1階は、本の閲覧スペースのみの使用となり、自習・学習での使用ができないようになっています。そこで、2階ギャラリースペースを使用していない時に、定期的に子どもたちの自習・学習スペースとして開放してはどうか、見解をお伺いします。

(答弁) 亀井図書館・創世ホール館長

1) 以前より、図書館利用者からの自習・学習スペースの要望があることは承知しております。また、図書館の使命として、年齢に関係なく町民の皆さまの生涯学習の施設となるよう努めなければなりません。

しかし、既存の施設を自習等に活用するには、利用される方々の安全や防犯対策、また学習に適したスペースや照度などが必要となります。

議員ご提案の2階ギャラリーも含め、自習・学習スペースに適しているかど うかなど検証し、施設の利用方法について検討してまいりたいと思っておりま す。

板東泰史議員

(質問1)選挙を終えて

1)4月23日投開票で北島町議会議員選挙が行われた。供託金の導入など、改正された公職選挙法によるものとして、通常選挙では初めての選挙であった。様々な変更点があったなかで、選挙公営への対応について質問したい。従来

はポスター代金は候補者の持ち出しであり、支払い時期は個々の業者との契約

によって定められる。選挙公営を利用するとなると、選挙結果が出た後で、選挙管理委員会より支払われることになるが、事前審査と選挙との間隔が空きすぎると、業者としてはポスターの作成から代金受け取りまで長期間を要することになる。

他の市町村では、事前審査が告示の前週のところもあった。2月28日の事前審査は上記の理由もあり早すぎると感じたが、何らかの理由があったのか。

(答弁) 藤田住民課長

1) 令和2年に公布された公職選挙法の一部を改正する法律に基づき、同年に北島町議会議員及び北島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定させていただきました。これにより、選挙運動用自動車の使用・ビラの作成・ポスターの作成に要する経費の一部を公費で負担することができるようになりました。

各公営を利用するためには、候補者と業者間で有償契約を締結し、それを選挙管理委員会に届け出ることが必須となっております。事前審査につきましては、公営の作成期間や単価等の契約内容の確認も含め円滑に選挙運動の準備ができるようにするため、早期の2月末に実施させていただきました。

支払い時期につきましては、北島町議会議員一般選挙が終了し、この選挙に 関する異議申出期間が終了する5月上旬以降から業者への支払手続きが開始と なりますので、業者への振り込みは5月末以降となりました。

(質問2) 水道水のPFAS汚染への対応について

世界の各地でPFASと呼ばれる有機フッ素化合物による水道水の汚染と体内への取り込みによる健康被害の報告が上がっている。米国のガイダンスによれば血中濃度が20ng/mℓを超えると肝臓障害による脂質異常症、抗体反応の低下(ワクチンの効果減少)、腎臓がん、乳児胎児の成長・発達への影響があるとされている。

- 1) 現在の北島町浄水場ではPFAS濃度の検査は実施しないのか(国の暫定指針値50ng/ℓ)。
 - 2)鳴門市との共同浄水場において、検査について協議しているか。

(答弁) 上野水道課長

1) 水道水における P F A S につきましては、検出状況の把握や最新の科学

的知見の収集が現在も続けられている現状から、法的な規制値を設定している 国はなく、一部の国で目標値等が設定されているものの、その値は各国で異なっております。国内では、令和2年4月1日に厚生労働省において法的義務の ない「水質管理目標設定項目」として暫定目標値が定められております。

本町では、この暫定目標値が定められた令和2年度より毎年、原水と浄水の PFAS濃度の検査を年1回、実施しております。検査結果は原水、浄水いずれにおいても濃度は検出ができる下限値に達しておらず暫定目標値を大きく下回っており、その安全性を確認しております。また、国においては有機フッ素化合物に関する専門家会議が設置され、検出状況の収集・評価を行い、最新の科学的知見から科学的根拠に基づく総合的な対応を検討しているところであります。

今後もPFAS濃度の検査を継続するとともに国の検討状況も注視しながら、 安全・安心な水道水をお届けできるよう、水質管理を撤底してまいります。

2)鳴門市の浄水場は、旧吉野川をはさんだ対岸に位置し、本町と水源が同じ表流水であることから水道水のPFAS汚染は、共通の課題であると考えております。共同浄水場が供用開始した後の検査体制につきましては、今後、市町間で協議を進めてまいります。

(質問3)学校の施設・設備の事故防止について

6年前の福岡県での小学校で発生したフットサルのゴールポスト転倒による 死亡事故から、消費者事故調による調査が全国的に行われた。その結果、文部 科学省に対して事前の施設・設備の教職員による各学期の点検が形骸化してい たと指摘された。これに基づいて公立の小中学校の緊急点検と抜本的な点検の 変更が行われている。

- 1)事故の原因には各所からの転落や、ガラス片による怪我が多いと報告されている。本町における近年の事故発生状況はどうか。
 - 2) 点検項目を具体的に見直すべきとの報告を受けて見直した点はあるか。
- 3) 教職員の負担軽減のため、外部人材として「労働安全コンサルタント」の支援を検討してはどうか。

(答弁)粟田教育委員会事務局長

1) 本町における学校施設・設備による事故発生状況につきましては、令和

2年度から令和4年度の3年間を調査した結果、ドアで指を挟む事故が2件、ベンチに衝突する事故が1件、合計3件の事故がありました。

- 2)学校における施設又は設備の安全点検に関する手法の改善につきまして、 学校で使用している安全点検表の点検項目の確認を行ったところ、今のところ 直ちに見直しの必要はないと判断いたしましたが、事故等の防止を図るため、 点検の回数を増やす等の対応をとってまいります。
- 3) 第3次学校安全の推進に関する計画におきまして、国は学校向けの定期 点検要領の作成について検討し、その普及を図ることとされております。外部 人材の活用を含め今後の安全点検、再発防止の取り組みにつきましては、国の 示す要領を参考に進めてまいります。

増谷禎通議員

(質問1)道路及び河川(国交省)問題について

- 1) 中村明神下、通称栄通りの道路拡幅改良について、栄通り老人憩の家の 浄化槽が道路に飛び出しているため、非常に道路が狭隘になっている。この地域は公共下水道が設置されているので、トイレや調理排水を下水道に直接投入 し浄化槽を撤去し、道路改良を行うべきであると考えるが、担当課長の答弁を 求めたい。
- 2) 主要道路徳島鳴門線交差点改良について、北島町太郎八須工業団地の入り口に当たる交差点は、鳴門市と北島町の境界線にあり、鋭角で、福山通運や日産ディーゼルなどもあり、大型トラックが毎日出入りしているため、交通事故も多発している。鋭角部分は用水路になっているので蓋掛けなどを行い、角を取ればかなり危険度は少なくなると考えるが、県とも協議していただきたい。町長の見解を求めたい。
- 3) 鯛浜の河川敷は、雑木が生い茂り、カラスの住み処になり、付近住民が被害に遭っている。国土交通省との協議は行われたのか。協議の結果はどうか。 担当課長の答弁を求めたい。
- 4) 鯛浜番外地、堤防の改良は以前からの懸案事項である。また河川敷の公園化も含め、地元県会議員などと国土交通省の協議会を開催し強く要望すべきであると思うが、町長の見解を求めたい。

(答弁) 森本社会福祉課長

1) 栄通り老人憩の家につきましては、周辺の宅地開発に伴い、浄化槽部分が道路に突き出している状況であります。公共下水道に接続が可能であり、浄化槽を撤去することで道路拡幅が可能なことから関係課と協議のうえ安全性を高めるよう設計し予算要求を行ってまいります。

(答弁) 片岡建設課長

2) ご指摘の箇所は、県道と町道の交差点部となり鋭角となっております。 特に北側からの侵入や北側へ出る際に、大型車両によるガードパイプ等の破損 が見られるほか、路面の破損も頻繁に起こっております。

当該交差点部は、徳島県道との接続部、また鳴門市との行政界にもなりますので、関係機関と協議を進め今後の事故削減に取り組んでまいります。

3) 以前、議員からのご指摘を受け、国土交通省へ河川敷の樹木の剪定を依頼し、現場確認をしていただきました。

剪定にあたっては、該当区間が長いため被害の出ている場所の特定や、被害の 頻度などの調査、また剪定後の管理方法などの課題もありますが、町として協 力できることがある場合には、環境改善に向け積極的に取り組んでまいります。

(答弁) 片岡建設課長

4)町内の堤防整備に関しまして、昨年度の国土交通省への要望(四国地方整備局・徳島河川国道事務所)に、地元選出の県会議員にも同行していただいた経緯がございます。

また『吉野川河川整備計画』に基づいて、順次整備を進めていただいているところですので、今後も整備計画に沿った堤防整備を進めていただくとともに、整備計画に記載の無い未整備箇所につきましても、引き続き要望を行ってまいります。

(質問2)観光行政問題について

- 1) 北島町の観光事業の発展は、北島町を取り巻く、旧吉野川や今切川の開発なくして考えることはできない。バス釣り競技団体とのイベントの共有や新町川クルーズなどの協力関係について、どのような協議が行われたのか聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。
 - 2) アクアプラザの活用について、指定管理者「ほっこりタイム」との協議

は進んでいるのか聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。

3) アクアプラザは、かなり老朽化している。設計の不備もあって、改良が必要と考えるが、指定管理者との協議の結果、どのような改良を計画しているのか、担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 中西まちみらい課長

1)河川を利用した観光行政の推進につきましては、本年もイーストとくしま観光推進機構と連携し、昨年同様ひょうたん夏祭り当日にフジグラン北島および夏祭り会場発着の周遊ボート運航、船上から花火を鑑賞する観光ツアーの開催が計画されているほか、新町川を守る会が運航する水上タクシーでは、昨年より指定乗降場所として水辺交流プラザが追加されるなど、関係を強化しております。

バス釣り団体の既存イベント開催時に、アクアプラザでも同時に開催できる催 しがないか指定管理者と協議しながら進めていきたいと考えております。

2)、3)併せて、答弁させていただきます。

今年度より指定管理者となりました「ほっこりタイム」とは4月14日のプレオープン以降定期的にアクアプラザの活用についての協議を進めております。アクアプラザでは現在、地元野菜の販売や地元クリエイターの雑貨販売、バス釣り関連商品の販売等実施しており、町の活性化に寄与しております。また、今後は本町のふるさと納税返礼品や町の PR パンフレットの設置も計画しております。

老朽化に伴う修繕は協議のうえ適宜対応しており、今後はほっこりタイムからの提案もあり、公衆便所を利用しやすくするために入口付近の目隠しとなる衝立や扉の設置を予定しております。

(質問3)北島町商工会の対応問題について

- 1) 先般、商工会通常総会が開催された。その際、議案書は総会開催10日前には送付すべきであると指摘したが、取り合わなかった。議会や株主総会など商工会も県、町など公的補助団体である以上資料の事前配布は常識である。指導すべきであると思うが担当課長の答弁を求めたい。
- 2) 北島町におけるひょうたん夏祭りやひょうたん阿波踊りなどのイベントは、北島町が予算をつけて行事として過去に行ってきたのか、それとも、商工

会の自主性に任せてきたのか、観光事業発展のためにも 協力要請すべきである と考えるが、 担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 中西まちみらい課長

1) 商工会に内容を確認しましたところ、定款には通常総会を年度終了後2 か月以内に開催し、総会の招集は少なくとも会日の1週間前までに通知しなければならないとされております。資料の作成にあたっては、その間に内容確認、印刷製本、理事会への諮問等も行っていかねばならず、非常にタイトなスケジュールで動いていかなければならない状況にあるとのことでした。

資料の事前配付の件も確認いたしましたが、定款では、開催案内文書では会議の目的、日時、場所を示してあれば手続き上問題はなく、また、事前に資料を確認したい会員に対しては事務局に申出いただければ事前に資料を配布して対応しているとのことでございました。

総会前の事前配布につきましては、今後検討していただくよう依頼をさせてい ただきました。

2) 第1回商店街夏まつりは1985年に開催されております。もともとは 北高ロード商店街が実施しておりましたが、1996年から本町も共催として 協力するようになり、各種団体も同時期くらいから協力体制をとっていたよう です。また、1996年には花火が追加企画として始まり、以降夏まつりの実 施体制やイベントの内容には多少の変化はありますが、花火大会は継続して行 われてきております。町もそれに対して補助金を交付してきておりました。

令和4年度からは、北高ロード商店街、北島町商工会、北島町の三者で夏まつり実行委員会を立ち上げ、相互に協力しながら運営しております。

ひょうたん阿波踊りは、北島町商工会が主催して2010年から実施してきたものであります。事業開始当初は国や県の補助金がありましたが、補助金も年々減額され、商工会の負担が大きくなっていったという財政的な要因と、事業の内容が商工会の会員に直結した事業ではないという政策的な要因から、2018年を最後に中止されております。

今後は、夏まつり実行委員会やきたじまるしぇ実行委員会を活用しながら、 商工会と協力して観光事業の発展に努めてまいりたいと考えております。

(質問4) サンライフ運営県補助問題について

- 1)北島町の サンライフの活動は全国的にも評価される活動が行われている。 利用者の状況は、理事会資料によると、令和四年度57,726人の利用者があり、町内の利用者が30%、町外が70%となっている。これは北島町周辺の市町村の文化・スポーツ活動に貢献していることに間違いない事実である。 徳島県に対してこれらの活動に対する、施設の維持管理に対する補助を要請すべきであると考えるが、町長の見解を求めたい。
- 2) 温水プールの利用者は96,726人である。県内に温水プールがある 自治体は、2市3町であると聞く。温水プールの維持管理についても大変な経 費がかかる。これらの自治体と協力して、助成補助の要請をすべきであると考 えるが町長の見解を求めたい。
- 3) 北島町が県内一の長寿の町となっているのは、サンライフにおける活動 や公民館活動の影響が大きいと考える。現在、労働者福祉協会の人員は少数精 鋭で運営している。県に要請をして人員確保にも補助をいただけるよう要請し ていただきたい。町長の見解を求めたい。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

1)、2)、3)併せて、答弁させていただきます。

サンライフ北島や北島町温水プールでの利用状況を勘案しますと、本町のみならず周辺市町村の文化・スポーツ活動に大いに貢献をしているのは紛れもない事実であります。しかしながら、そうした施設の維持管理にかかる経費や、運営にあたっての人員確保に対する補助につきましては、県の各担当課に確認を取りましたところ、現状では制度がないとの回答でありました。

施設の老朽化により大規模修繕が必要な部分もあることから、維持管理に対する経費や人員確保にかかる補助に関して、年2回開催される知事・市町村長地域懇話会等において、県に要請していきたいと考えております。今後とも、生涯学習・スポーツの拠点として良好な維持管理に努めてまいりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

(質問5) ぐるぐる福祉バス問題について

- 1)北島町と松茂町と協議して、相互の乗り入れを行うことはできないか。担当課長の答弁を求めたい。
 - 2) 子ども食堂、じいちゃんばあちゃん孫食堂などの開催に合わせて、ぐる

ぐる福祉バスを走らせることはできないか。 町長の見解を求めたい。

(答弁) 森本社会福祉課長

- 1) 相互乗り入れにつきましては、松茂町担当課へ提案し協議してまいります。また、現状の運行ルートを調整することにより、町境での乗り換え等の対応も可能かにつきましても合わせて松茂町に提案したいと考えております。
- 2) 社会福祉協議会、シルバー人材センター等バス運行のためのドライバー の確保に係る関係団体との協議を行うとともに、バス乗車の集合場所、運行時 間等の諸条件を調査してまいります。

(質問6)保育事故問題について

- 1)認可保育園の保育児童事故は、令和4年12月5日に起きた事故である。 議会に正式に報告があったのは、令和5年2月20日の臨時会における、事故 検証委員会設置条例の制定時である。なぜ議会への報告が遅れたのか、その理 由を聞きたい。議会軽視も甚だしいのではないか。町長の見解を求めたい。
- 2) 児童保護者への対応が、事務的で保育園や弁護士任せであると聞く。誠 意のある対応をすべきであると考えるが、担当課長の答弁を求めたい。
- 3)事故検証委員会の名簿と各委員の肩書きと選出根拠公表されたい。担当課長の答弁を求めたい。
- 4) 事故発生から現在までの経過報告を求めたい。担当課長の答弁を求めたい。
- 5) 臨時会での私の質問、事故補償問題についての答弁で、補償については各園が保険をかけているので、それで行うとの答弁であったが、保育事業は民間委託といえども、北島町が責任を おわなければならないのではないか。担当課長の答弁を求めたい。
- 6)メール通知だけでは不十分である。再発防止のために、北島町立保育所 をはじめ、委託保育所関係者に対して、事故発生の状況報告と事故防止対策会 議を開き、意見交換をする必要があると考えるが、担当課長の答弁を求めたい。

(答弁)朝野子育て支援課長

1)、2)、4)、5) につきまして、併せて答弁させていただきます。 まず、議会への報告が遅れましたことにお詫びを申し上げます。理由につきま しては、経過報告の中でもございますが、保護者の意向や個人情報の観点に十 分に配慮させていただいたためでございます。

経過報告をさせていただきます。

令和4年12月5日、町内にある認可保育施設で事故が発生しました。保育施設から事故の一報を受け、県に報告し、すぐ病院に向かい状況の確認をさせていただきました。

12月6日、保育施設から提出のあった事故報告書(第1報)を県へ送付しました。その後は、国からの「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」の通知に、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表することを行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること、なお、公表に当たっては、保護者の意向や個人情報の観点に十分に配慮すること、とございます。それに従い、町内各認可保育施設に「安全対策の徹底について」の文書を送り、前日の事故概要についての周知と施設等における安全対策の徹底について情報提供と依頼をしました。同時に、公表の可否や、公表内容についても保護者とお話をさせていただきました。公表について同意をいただき、報道機関へ公表をいたしました。公表内容につきましては保護者の同意を得られた内容となっております。

12月7日、徳島新聞に掲載されました。議会への報告も検討いたしましたが、保護者の意向を尊重させていただきたく、見送らせていただきました。

12月8日、保育施設が保護者説明会を開催しました。

12月9日、徳島県が認可権限における指導監査を実施しました。町は、同席をいたしました。

2月8日、保育施設から提出のあった事故報告書(第2報)を県に送付いた しました。

2月14日、県庁にて、県から保育施設に対し指導監査の結果について通知 し、指摘事項について改善結果等報告書の提出を求めました。町は同席いたし ました。

2月20日、北島町保育施設等事故検証委員会設置条例の提案を行いました。

3月23日、第1回保育施設等事故検証委員会が開催されました。

4月11日、事故報告書(第2報訂正後)を県へ送付いたしました。

5月23日、県から保育施設に対し、指導監査による改善結果報告書受理通知を送付いたしました。今後も引き続き、施設監査を行います。

5月28日、保育施設にて、第2回保育施設等事故検証委員会が開催されま した。

以上が、経過報告でございます。

今回の認可保育施設における事故につきましては、町といたしましても真摯に向き合い、再発防止に取り組んでおります。県の権限により行うこと、町としてできること、また保育施設が取り組んでいくことそれぞれあると思います。県・町・保育施設で密に連携を取りながら対応させていただいているところでございますが、至らないところがありますことをお詫び申し上げます。

- 3) 諮問機関でございます保育施設等事故検証委員会で、現在、町からの諮問に対しまして審議をしていただいております。委員は、法律分野からは吉成法律事務所弁護士吉成務様、医師分野からは北島こどもクリニック院長富永ユリ様、保育等に関する専門的知識及び経験を有する方からは3名いらっしゃり、鳴門教育大学大学院学校教育研究科幼児教育コース教授湯地宏樹様(委員長)、徳島県保育事業連合会会長(社会福祉法人和田島福祉会花しんばり子ども園園長) 大和忠広様、徳島県東部保健福祉局徳島保健所次長(健康危機管理担当)浦西由美様の5名でございます。
- 6)事故の原因が、積み木の誤嚥であったため、早急に管内の認可保育施設に事故の概要についての情報提供と施設等における安全対策の徹底について周知する必要があるとの判断から、事故の翌日、町内の各認可保育施設に「安全対策の徹底について」の文書を送り、それとともに、各園に個別に事故の状況説明・安全対策の徹底・玩具状況等の聞き取りを行いました。

ご提案いただきました、事故防止対策会議につきましては、保育施設等事故検証委員会の答申をいただきましたら、園長会を開き意見交換等を行い、再発防止・安全対策の徹底に取り組んでいただけるよう、進めてまいります。